

3月は自殺対策強化月間

一人で悩みを抱え込まず、誰かに相談しましょう。また、身近な人の悩みに気付いたら、声をかけ、話を聴き、相談機関につなげてください。相談窓口は次のとおりです。

電話相談

相談窓口	開設時間
こころの健康相談統一ダイヤル (☎0570・064・556)	【月～金】午前9時～午後10時 (祝日・年末年始を除く)
群馬県こころの健康センター (☎027・263・1156)	【月～金】午前9時～午後5時 (祝日・年末年始を除く)
藤岡保健福祉事務所(☎221420)	【月～金】午前8時30分～午後5時15分 (祝日・年末年始を除く)
群馬いのちの電話(☎027・221・0783)	【毎日】午前9時～翌午前0時 【第2・4金】24時間対応
いのちの電話(☎0120・783・556)	【毎月10日】24時間対応
よりそいホットライン(☎0120・279・338)	24時間対応

LINE相談

受付時間 毎日午後7時～翌午前0時
アカウント名 こころのオンライン相談@ぐんま

登録方法 下記2次元コードを読み取りまたは、LINE友だち追加から@gunma_soudan]をID検索



SNS相談

「厚生労働省SNS相談」を検索してください。

メンタルチェックシステム
こころの体温計

市ホームページまたは下記2次元コードからこころの健康状態をチェックできます。



問い合わせ 福祉課(☎402384)

福祉医療制度の手続き

福祉医療制度とは、左表の資格要件に該当する人が、医療機関を受診したときに、保険診療内の一部負担金を県と市で助成する制度です。申請し認定されると「福祉医療費受給資格者証」が交付されます。資格要件に該当し、認定

対象	資格要件	申請に必要な物
子ども	出生から18歳(年度末)まで	健康保険情報分かる物 ^{*1}
障がいのある人 ^{*2}	身体障害者手帳1級・2級・3級・4級 (4級は言語機能障害のみ)	健康保険情報分かる物 ^{*1} ・障がいの程度を証明する手帳や証書、証明書
	障害年金1級・2級	(所得課税証明書が必要になる場合があります)
	療育手帳A判定・B判定	
	特別児童扶養手当1級・2級	
ひとり親家庭	18歳(年度末)までの子どもを扶養しているひとり親家庭	申請前に相談してください
父母がいない子ども	18歳(年度末)までの父母のいない子ども	

*1 保険証・資格確認証・資格情報のお知らせなどのいずれか1点 *2 下記注意事項のとおり、所得制限あり

を受けてない人は申請してください。また、すでに受給資格者で氏名・住所・障がい等級・健康保険などに変更がある場合、届け出が必要で

電子申請 受給資格者の氏名・住所・健康保険の変更、受給資格者証の再交付申請は電子申請が可能です。子どもについては新規認定申請も電子申請が可能です。
注意事項 ▽福祉医療制度以外にも医療費助成制度(自立支援医療・指定難病など)があり、福祉医療より優先して適用されます。ほかの医療費助成制度が利用できる人は申請をしてください。医療機関受診時は、福祉医療費受給資格者証と一緒に他制度の受給者証などを提示してください。▽障がいを理由に福祉医療を利用している人で、入院時の食事療養費の助成を受けることができる人は「標準負担額減額認定証」を医療機関へ提示した人のみです。「標準負担額減額認定証」とは、市民税非課税世帯の人が保険者に申請することで交付される認定証です。提示しない場合、入院時食事療養費(1食490円)の自己負担が発生します▽令和5年8月から所得制限が導入され、障がいを理由に福祉医療を利用している人

アクティブシニア運動塾
～退職後からの体づくり～

日時 1クール4カ月▷4月10日～7月24日の木曜日午後2時～4時(全8回、2週間に1回実施)
会場 総合学習センター
内容 下表のとおり
対象 市内在住の65歳以上で、運動制限のない健康な人
定員 20人(抽選) ※過去に受講したことのない新規の人を優先します
参加料 無料
その他 1日からの参加も可能です
申し込み・問い合わせ 3月10日(月)～14日(金)に元気長寿課(☎402809)へ

期日	内容
第1回 4月10日	フィットネスインストラクターによる美筋ボディエクササイズ～めざせ!美姿勢編～
第2回 4月24日	理学療法士による講座
第3回 5月8日	・フィットネスインストラクターによる美筋ボディエクササイズ～めざせ!美腹筋編～ ・管理栄養士による栄養講話
第4回 5月22日	・健康運動指導士によるサーキットトレーニングで生活習慣病予防(初級) ・管理栄養士による栄養講話
第5回 6月12日	・健康運動指導士によるサーキットトレーニングで生活習慣病予防(中級) ・管理栄養士による栄養講話
第6回 6月26日	ピラティスインストラクターによるストレッチ・体幹トレーニング
第7回 7月10日	・ダンベル体操指導員による簡単ダンベル体操 ・管理栄養士による栄養講話
第8回 7月24日	理学療法士による講座

その他

国民年金保険料 学生納付特例制度
国民年金は20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。しかし、学生の人には一般的に所得が少ないため、本人の前年所得が一定額以下の場合、国民年金保険料が猶予される「学生納付特例制度」があります。学生納付特例の承認期間は4月～翌年3月までとなり、申請は市役所または年金事務所で行うことができます。

このはがきに必要事項を記入して返送してください。なお、翌年度に学生納付特例を利用しない場合は年金事務所に連絡してください。
対象 大学・短期大学・専門学校などに在学する学生などで、本人の前年所得が一定額以下である人
持ってくる物 来庁する人の身分証明書・学生証または在学証明書
その他 詳細は日本年金機構ホームページ(下記)2次元コードを読み取り確認してください



申請・問い合わせ 保険年金課(☎402259)・ねんきんダイヤル(☎0570・051165)

都市計画道路事業認可の縦覧

「藤岡都市計画道路事業」の「4・8号藤岡インターチェンジ北口線」について、事業認可が平成31年4月1日～令和11年3月31日まで延伸されたので、関係書類を縦覧します。
縦覧期間 11年3月31日まで

施行区域 藤岡市岡之郷(字清水・戸崎・高木)

縦覧場所・問い合わせ 都市施設課(☎402332)

国税専門官採用試験

期日 ▽第1次試験 5月25日(日) ▽第2次試験 6月23日(月) ▽7月4日(金)のいずれか第1次試験合格通知書で指定する日時

受験資格 ▽平成7年4月2日～16年4月1日生まれの人 ▽16年4月2日以降生まれの人で次の要件に該当する人 ①短期大学を除く大学を卒業または令和8年3月までに短期大学を除く大学を卒業見込み ②人事院が①と同等の資格があると認める

申し込み 3月24日(月)(受信有効)までに下記の2次元コードを読み取って申し込んでください



問い合わせ ▽インターネット申し込み 人事院人材局試験課(☎03・3581・5311) ▽その他 関東信越国税局人事第二課(☎048・600・3111)